

# SDGsの達成に向けた 子どもの権利との関係性に関する研究

南 雲 勇 多\*

【キーワード】SDGs、2030アジェンダ、持続可能な開発、子どもの権利

【要旨】SDGsや2030アジェンダは子どもとの関わりをもつ。一方、社会の中で子どもが置かれている状況を考えると以前から様々な取り組みがなされているにもかかわらず、子どもの権利が十分に実現されているとは言い難い。したがって、SDGs達成と子どもの権利実現へ向けた取り組みを協働的につなげるための基礎研究として、本論では両者の関係について、特にSDGs達成において子どもの権利を重視することの必要性を明らかにすることを目的とする。

## 1. はじめに

### (1) SDGs と子どもとの関わり

2015年9月25日の第70回国連総会で採択され、2030年までの達成を目指して持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）が現在取り組まれている。2023年はその実施期間の中間年、つまり折り返し地点となる。そのSDGsは子ども<sup>1)</sup>や子どもの権利とも関係を見出すことができる。<sup>2)</sup>

例えばSDGsそのものやそのSDGsが提示された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」(*Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development*：通称「2030アジェンダ」：以下、本稿では「アジェンダ」と表記。) <sup>3)</sup>では全体を通して「子ども」という言葉や子どもに関連する語句・記述が多数明示されている。これは国際社会が目指すSDGsという開発目標やそこで解決が求められている開発問題と子どもが関連していることを意味する。また、アジェンダの「宣言」のパラグラフ（以下、¶）8では、アジェンダやSDGsを通じた取り組みによって「目指すべき世界像」<sup>4)</sup>として「我々は、人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界を思い描く」と示され、続いて様々な世界像が提示されているが、その一つとして「子どもたちに投資し、すべての子どもが暴力及び搾取から解放される世界」というかたちで子どもについての世界像が掲げられている。合わせて、¶23では「脆弱な人々はエンパワーメントがなされなければならない」と掲げられ、その

---

\* 非常勤講師／開発教育・国際理解教育・子どもの権利

「脆弱な人々」(people who are vulnerable)の中に子どもが含まれている。一方で、¶51では「子どもたち、若人たちは、変化のための重要な主体であり、彼らはこの目標に、行動のための無限の能力を、また、よりよい世界の創設にむける土台を見いだすであろう」<sup>5)</sup>として、子どもが「変化のための重要な主体」(critical agents of change)であることが掲げられている。

このように、SDGsやアジェンダが示す開発目標や開発課題は子どもに関わりがあること、またその取り組みの対象として位置づけられていたり、その主体として期待されていたりするところがうかがえる。

## (2) 問題意識

上記のような一方で、子どもが置かれている状況について子どもの権利がこれまで十分に保障されてきたのかという点からみた際、SDGsの取り組みにあたって、本当に「すべての子どもが暴力及び搾取から解放される」のか、「脆弱な人々」として様々な問題から守られたり、またエンパワーされるために十分な支援がなされるのか、そして、“重要な変化の担い手”として子どもはその主体性を保障されるのだろうか、などの疑問が浮かぶ。

子どもの権利についてはその保障・実現にあたり、国連子どもの権利条約(以下、条約)が重要な役割をもってきた。1989年、国連総会にて条約が満場一致で採択され、各国・地域と国際社会が連携・協力をはかりながら子どもの権利が保障される社会の実現へ向けて取り組むことが確認された。<sup>6)</sup>現在、国際社会のほぼすべての国・地域が共有し批准している条約であり、その実現を目指すことが確認されているといえる。条約は発展途上国などの貧困問題だけでなく、先進国を含めたすべての子どもの権利保障について掲げられている。そして条約成立以降、関連した様々な取り組みが行われてきた。しかしながら、子どもの権利に関する状況は現在、はたしてどのようになっているのかを考えれば、権利状況が改善・発展している面もあつても、問題がないとは言えないことは子どもの置かれている状況に目を向け、また子どもの声に耳を傾けていけば明らかではないだろうか。

そうした子どもをとりまく様相をふまえ、SDGsに目を向け直した場合、子どもの権利の側からみれば権利の実現をはかるために国内外で展開されているSDGsを活かすことでその実現への推進を、また、SDGsの側からみればその達成のためにこれまで蓄積されてきた子どもの権利や子ども参加の視点を活かしていくことでその取り組みを発展・拡充させていくことができるのではないかと考える。そのように、両者の取り組みを協働的に進めていくことが重要であること、また、そのことを通してそれぞれが持つ課題をこえていく方向性を見出すことができるのではないかと。

## (3) 研究目的と構成

そこで、それぞれの取り組みの両者を協働的に関連づけることを目指すにあたり、そのための基礎研究として、SDGsや2030アジェンダと子どもや子どもの権利とがどのように関係しう

るのかということについて明らかにすることが求められる。本研究では、SDGsを軸としてみえてくる両者の関係性について、特にSDGsの策定背景、内容、理念の3点に着目をし、SDGs達成のために子どもの権利に関わる問題・課題にアプローチすることが必要となるという両者の関係性について明らかにすることを目的とする。

本論ではまず、アジェンダとSDGsの策定背景にある国連ミレニアム開発目標(MDGs)や「持続可能な開発」概念に関する国際動向の2つの流れから、次に、アジェンダ全体およびSDGsの目標や169のターゲットの内容について文面の表記や記述を確認するかたちで、そして、アジェンダの理念としてその「前文」で「誓い」として示されている「誰一人取り残さない」というメッセージに着目する中で、SDGs達成へのプロセスにおいて、おとなや若者と同様に、子どもの存在と子どもに関わる課題への取り組みが欠かせないことをみていく。

## 2. 策定背景にみる子どもとの関係性

### (1) MDGsから持ち越された子どもに関わる課題

#### ①MDGsで残された課題とSDGs

SDGsは主に大きく2つの流れ、国連ミレニアム開発目標(MDGs: Millennium Development Goals)の後継としての流れと通称ブルントラント報告書(1987年)や地球サミット(1992年)などを契機とする「持続可能な開発」に関連した国際的な動きが合わさったものであった。

そのうちMDGsについて改めて確認をすれば、MDGsとは国連ミレニアム宣言をきっかけとし、2015年までの達成を目指して国際社会によって掲げられてきた開発目標であった。8つの項目が目標として、またその下により具体的な21のターゲットや60の指標が設定されていた。そのMDGsによる取り組みの最終段階では一定の成果をみせつつも、未達成の項目があることが指摘された。その残された課題が「持続可能な開発」に関連した動きと合わさり、また、MDGsでは開発途上国を対象としていたのに対してSDGsでは先進国も含むすべての地域を対象とするかたちを取りながら、SDGsへと引き継がれていった。

アジェンダの文書においても、例えば「前文」ではSDGsが「ミレニアム開発目標(MDGs)を基にして、ミレニアム開発目標が達成できなかったものを全うすることを目指すものである」こと、また、¶10ではSDGsを含むこのアジェンダが「国際法の尊重を含め、国連憲章の目的と原則によって導かれる」とともに世界人権宣言や他の国際人権諸条約だけでなく、ミレニアム宣言などにも「基礎を置く」ことを確認している。

#### ②MDGsで残された課題と子ども

SDGsがMDGsで「達成できなかったものを全うすることを目指す」こと、具体的にはMDGsの8の目標と21のターゲットで残された課題への取り組みをねらいの一つとしていることをふまえると、そこにSDGsと子どもとの関わりを見出すことができる。

先にふれたMDGsでは未達成であった「残された課題」についてより具体的にみれば、ジェンダーの不平等・不公正や衛生などの課題とともに、5歳未満の乳幼児の死亡率（同様に妊産婦の死亡率も）や母子保健、初等教育への就学率などにみる子どもへの教育、また、それらの根本要因の一つかつ重要課題である貧困などが挙げられている。<sup>7)</sup> これらをふまえると、「残された課題」の中でも割合として多くの課題が子どもに関係していることがうかがえる。

したがって、SDGsにはMDGsで残された「子どもに関わる課題」が引き継がれており、SDGsの一つの側面として、MDGsで「達成できなかったもの」として「子どもに関する課題」を「全うすることを目指す」ことが掲げられていると読みとることができるのである。つまり、SDGs達成のためには子どもに関わる課題に取り組み、それぞれの目標を達成することが必要条件となる。

## (2) SDの定義・原理にみる「公正」と子どもの関わり

### ①SDの定義・原理にみる「公正」の観点

前述のようにアジェンダやSDGsがつけられるに至るには、MDGsの流れに加えて、「持続可能な開発」(Sustainable Development : SD) 概念とそれをめぐる国際動向、そしてその背景にはそのような動きをつくり出さざるを得なかった持続不可能な自然環境や社会状況への警鐘があった。SD概念は1987年に「環境と開発に関する世界委員会」(通称、ブルントラント委員会)が公表した報告書*Our Common Future* 「我々の共通の未来」<sup>8)</sup>で取り上げられ、1992年に各国首脳が参加してリオ・デジャネイロで開催された国連環境開発会議(通称、地球サミット)において、国際的な合意を得たとされている。同報告書の中でSDとは「将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすこと」(環境と開発に関する世界委員会1987:28)であると説明され、後にこの説明・定義は多くの文脈で引用されていくこととなる。

合わせて、このようなSDの定義やその後の関連した議論から「公正」という観点が取り上げられてきた。また、「将来の世代」と「今日の世代」との間の公正の課題が「世代間の公正」という視点で、また、「今日の世代」に生きる人同士の間での公正の課題が「世代内の公正」という視点で表されてきた。そして、SDとはそれら世代間と世代内の公正が確立・保障されている状態であること、したがって、それらが確立・保障されることでSDが成り立つ(ようになっていく)とされる。

### ②「世代内の公正」の視点からみる子どもの状況

SDGsの基本概念となるSDにみる公正の観点をふまえ、その観点から子どもについて、また子どもとおとなという関係性についてみた場合、本論の主題であるSDGsと子どもが関わりをもつこと、さらにはSDGsの取り組みにおいて子どもに関わる不公正の問題の解決をはかることが重要となることがうかがえる。

「世代内の公正」という視点で子どもの置かれている状況を見ると、例えば“同じ世代”でありながら、南北問題にみるように先進国・地域に暮らす子どもと開発途上国・地域に暮らす子どもとの間にみる「世代内の〈子ども間〉の不正」の問題が挙げられる。また、同じ地域内・国内に暮らす子ども同士の間にも、先進国や開発途上国を問わずそれぞれの地域内・国内に「世代内の〈子ども間〉の不正」の問題を見てとることができる。

加えて、同じ地球上で同じ時代に生きる存在という意味では、子どもとおとなはSDでいう「世代内」の関係にあると捉えることができる。その子どもとおとなとの間の関係性に着目し、それが対等かつ公正かと問われれば疑問が残る。これまで子どもの権利に関する取り組みなどが批判的に指摘してきた通り、「世代内の〈子ども—おとな間〉の不正」の問題も依然として存在している。このように、「世代内」における〈子ども間〉や〈子ども—おとな間〉に不正が存在しており、その場合、SDの達成には子どもをとりまく不正の問題について、他の不正の問題とともに解消していく必要があるといえる。

### ③「世代間の公正」の視点からみる子どもの状況

「世代間の公正」という視点については、現在生きている「今日の世代」と、その「今日の世代」がもう生きていない何十年、何百年、もしくはもっと先の「将来の世代」との間を示す意味での「世代間」という関係性も想定できる一方、より近未来的な視野でみる「将来」と今との間の「世代間」という関係性も考える。後者に立ち、現在の子どものおとなが“生きゆく時間”を考えると、今を共に生きてはいるが、子どもはおとなよりも“先の将来”をも生きゆく存在であり、子どもとおとなの関係性を「世代間」としても想定することができる。

「人新生」の時代と呼ばれる中、また、気候変動や貧困など多くの問題の顕在化とその深刻化・複雑化が懸念される中、“今の子どもたち”がおとなになった時に“今のおとな”が暮らしてきた状態と同様の生活を送ることができるのか、地球の自然環境は残っているのか、それぞれの地域に住んでいられるのか、そもそも地球で生きていけるのかなどといった疑問が浮かび上がる。そうした意味で子どもとおとなの（それぞれが“生きゆく時間”の）関係性にみる「世代間」という点において、公正な関係でありえるのかということが問われる。“今の時代”という「世代内」に共にいつつも、しかし「〈子ども—おとな間〉という世代間の不正」を問い直ししていく必要がある。

上記のように、SDの公正の観点に照らして、今を生きる「世代内の公正」の視点から「世代内の〈子ども間〉の不正」や「世代内の〈子ども—おとな間〉の不正」を、また、同時代に暮らしていつつも将来を生きる世代としての子どものおとなとの関係にみる「〈子ども—おとな〉という世代間の不正」を指摘することができる。「将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすこと」というSDの目的や定義は、そう遠くない未来を「将来世代」として生きることとなる今の子どものおとなの「将来」にあてはまるのか。また、そもそも「今日の世代」として今を生きる子どもにもあてはまっているのだろうか。そう



した子どもに関わる不公正の問題に取り組むことなしに、公正を基礎的な原理とするSDの実現はありえず、またSDGsの達成もないため、子どもに関わる様々な関係性において不公正の解消と公正の確立が必然の課題となる。

### 3. 内容にみる子どもとの関係性

#### (1) 「子ども」についての表記

##### ①ターゲットにみる「子ども」についての表記

冒頭でもふれた通り、アジェンダやSDGsの文面における「子ども」(child/children：以下、「子ども」とのみ表記。)などの語句や内容の記述を確認してみると、具体的にSDGsにおける子どもとの関わりを見てとることができる。本稿ではSDGsとターゲットおよびアジェンダ全体の表記・記述をみていくことで確認していく。<sup>9)</sup>

SDGsの17の目標それ自体には「少女」(girls)<sup>10)</sup>という関連した言葉が目標5に出てくること(この点は後述にてより具体的にふれる。)を除いては「子ども」という語句そのものが明記されているわけではない。しかし、169のターゲットに着目をすれば、実に多くの箇所ですべて「子ども」に関することが記載され、また関連する語句も用いられていることが分かる。

具体的には「子ども」がターゲットの1.2、2.2、3.2、4.2、4.5、4.a、5.3、8.7、11.2、11.7、16.2で出てくる。なお、child / childrenという語句がターゲット3.2では「5歳未満児」(newborns and children under 5 years of age)、4.2では「質の高い乳幼児の発達支援」(to quality early childhood development, care)、また、5.3では「未成年者の結婚、早期結婚(中略)など」(such as child, early and forced marriage)という下りで「未成年者」という表記で、そして、8.7では「児童労働」(child labour)や「児童兵士」(child soldiers)などといったかたちで政府仮訳では訳出されている。

また、「子ども」という言葉だけでなく、ターゲット2.1の「幼児」(infants)や3.2の「新生児」(newborns：なお、政府仮訳では前述でふれたように「5歳未満児」と訳されている。)という表記などにみられるように、子ども(の年齢層)を表現する別の表記も文面上に出てくる。加えて、ターゲット4.1や4.2にはall girls and boysと子どもにあたる表記もあり、政府仮訳でも「すべての子どもが男女の区別なく、～」というかたちで補完的に「子ども」という言葉をあてて訳されている。

##### ②アジェンダ全体にみる「子ども」についての表記

アジェンダの全体の文面をみても、ターゲットと同様にパラグラフ(¶)の多くで「子ども」という語句と記述を目にする。例えば、冒頭でもふれたが¶8で「我々は(中略)世界を思い描く」(We envisage a world)として示される世界像の一つに子どもに関連した世界像が明記され、また、¶16では「母子保健」(maternal, newborn and child health)が、¶23では「脆弱な人々」

(People who are vulnerable)として「子ども」の明記が、¶25では「教育」に関することが主に言及される中で「子ども」や「就学前」(early childhood)といった表記が示されている。また、¶26では「新生児、子ども、妊産婦の死亡を削減する」(reducing newborn, child and maternal mortality)として「新生児」や「子ども」が、¶27では「児童労働」(child labour)が、¶51では「変化のための重要な主体」として若者とともに「子ども」が挙げられている。さらには¶67では「民間企業活動」との関連で「子どもの権利条約」にもふれられている。

上記にみるようにchildと併記されるかたちで関連する語としてnewborn「新生児」が¶16や¶26に出てきている(¶16ではchildと合わせてまとめられるかたちで「母子保健」という言葉で「子」として訳出されている)。加えて、¶15にはboth boys and girlsという表記が出てきており、政府仮訳では「少年少女」と訳出されているが、前述でふれたターゲット4.1や4.2でall girls and boysが「すべての子ども」と訳されているのと同様に、こちらも「(すべての)子ども」とほぼ同義と考えることができる。

このように、SDGsやアジェンダ上の多くで「子ども」や関連語句が記されている。実際にアジェンダの文面で具体的な明記がなされているということは、SDGsの内容と子どもが関わりをもっていること、つまりSDGsにおいて解決すべきとされる問題や開発課題には子どもに直接関わるものがあることを意味している。SDGsに取り組むにあたっては、その中に子どもに関連した問題・課題に取り組むことが含まれるといえる。

## (2) 「少女」についての表記

### ①目標とターゲットにみる「少女」についての表記

次に「子ども」の関連語句として「少女」(girls)に関する記載について特にみていくこととする。前述でもふれたようにSDGsの目標5では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び少女の能力強化を行う」(Achieve gender equality and empower all women and girls)ということが示され、そこに「少女」の明記がなされるとともに、目標5に付随するターゲットではより具体的な記述がなされている。

これはジェンダー差別に加えて子どもへの差別などが重なるかたちの複合差別により、「少女」がより厳しい状況に置かれてしまっているがゆえに、おとなの「女性」(women)とともに具体的に「少女」と明記することで国際社会が特別にその課題に取り組むべき必要があることを表わしている。このことを子どもという視点でみた場合、他の目標やターゲットでも「子ども」について明記がされつつも、子どもの中でも特に女性差別にもとづく暴力が合わさり「少女」がより深刻な状況に既に置かれていたり、置かれる可能性がある状態を解決していく必要があることを意味している。

目標5に加えてそのターゲットでも5.1の「あらゆる場所におけるすべての女性及び少女に対するあらゆる形態の差別を撤廃する」ことや、5.2の「人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び少女に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除す

る」ことといった記述にみるように、「子ども」の中でも「少女」への「あらゆる形態の差別・暴力」の撤廃・排除が課題として示されている。さらにはターゲット5.3では児童婚や早期結婚、強制結婚や女性器切除などの問題について「子ども」(child)との表記で少女の人権侵害を提示しているほか、ターゲット5.cでは「少女」のエンパワメントの重要性について記載がなされている。これらの箇所の多くはwomen and girlsというかたちで「女性」と「少女」とが併記されるかたちで達成すべき課題が提示されている。

また、目標5に位置付けられるターゲットだけでなく、ターゲット2.2では「若年女子」<sup>11)</sup>(adolescent girls)、6.2でも「少女」との語句が取り上げられている。ちなみに、ターゲット4.1と4.2についてもgirlsとの記載があるが、これについては前述にあるようにall girls and boysが「すべての子ども」として訳では表され、「子ども」とされている。

## ②アジェンダ全体にみる「少女」についての表記

さらにアジェンダ全体の文面に目を向けてみると、SDGsの目標5やターゲットの場合と同様に、「前文」や¶3、¶8、¶20にも、women and girlsとして「女性」と併記されるかたちで「少女」という語句が表記されている。<sup>12)</sup>

アジェンダ全体やSDGsの多くのターゲットにおいて「子ども」と合わせ、これまでふれてきたように「少女」や関連した表記が多数出てくる。このことから、国際社会がその取り組みを協働で進めることを確認したSDGsにおいて、開発問題の解決や開発課題の探求にあたり、「少女」が強く関連していることが分かる。

以上、これまでみてきた通り、「少女」、また「新生児」などの関連語句を含め、「子ども」についての課題がSDGsの文面に記されている。SDGsに取り組むことは、その内容として示される子どもと子どもの権利に取り組むことを含むものであり、翻って、子どもに関する課題へのアプローチなしにSDGsの取り組みの全体像は成り立たないといえる。

## (3) すべての目標とのつながり

上記に加え、それぞれに具体的な「子ども」との明記が実際にはなされていなくても、SDGsで提示されている解決すべき問題と開発課題は、そのすべてがあらゆる子どもとのつながりをもっており、それぞれが子どもの権利侵害と既に関わっていたり、または関わりうる可能性があるといえる。それらの問題・課題は、直接的に子どもに影響をもっている場合もあれば、間接的・構造的な観点から子どもに影響を与えうるといえ、多様な意味ですべての目標やターゲットは子どもとの関わりをもつ。

例えば環境汚染について考えてみると、水質汚染や土壌汚染がひどい地域に暮らす子どもは直接、その健康被害を受けることになる。また、その地域で獲れた食材が運ばれ、他の地域の子どもの口に入ることにより健康に影響を及ぼすこともある。さらには、そうした汚染によってその土地の第一次産業が衰退し、その産業に従事していた家族が職業を失ったり、移住を余儀



なくされたり、また、その汚染が“評判”となり他の地域から差別を受けたりすることにより、その地域やそこで暮らす家族の子どもに影響が及ぶ可能性も考えられる。事実、歴史的にみれば公害を経験した地域の家族の子どもがそのような多くの権利侵害を受けてきた通りである。

目標1などで示される貧困についてみてみると、貧困の見方やその種類は様々なかたちで取り上げられてきたこと、また、「貧困の連鎖」といわれるように、世代間で貧困が連鎖することが指摘されてきた。何かの貧困が別の貧困につながっていること、例えば経済的貧困が文化的経験の貧困につながっていたり、教育の機会や医療へのアクセスの不十分さに影響したりすることもある。子どもが暮らす地域や家族が貧困状態に陥っている際、そこにいる子どもの様々な権利を侵害し、その実現を阻んだり、さらには「子どもの貧困」として子ども自身にのしかかったりするなど、直接的かつ間接的・構造的に影響を及ぼすとされてきた。

また、目標8で示されるディーセント・ワーク(Decent Work:「働きがいのある人間らしい仕事」などと訳される。)についてみてみれば、例えば親のディーセント・ワークが脅かされている際、子どもへその影響が間接的・構造的に及ぶ可能性があると考えられる。親の職場で労働時間への配慮がどのくらいなされているのか、(休暇などの)制度の活用がどのくらい可能なのか、ストレスフルな職場だとした場合その精神的な負担はどの程度なのかなどに関して、もし無理があれば、時間的・精神的な面で子どもに関わる余裕が失われたり、そのストレスが子どもに何らかのかたちで伝わるかもしれない。親のディーセント・ワークの確保の有無は、その親の権利・人権のみならず、子どもとその子どもの権利に間接的・構造的なかたちで影響があらわれる可能性がある。

このように環境問題や貧困問題、人権問題などが直接的な影響だけでなく、空間的また社会関係的な意味において間接的・構造的な影響が子どもに及ぶことがうかがえる。さらには、そもそも子どもはおとなと同様に、「地球に生きる一人の人間」として存在しており、その地球環境や人間社会のあり様に問題・課題があれば、その影響を受けるといえる。したがって、直接的な影響から間接的・構造的な影響までをふまえると、SDGsの17それぞれの目標で示される解決すべき問題や課題はすべてが子どもと子どもの権利につながる可能性があり、また現につながっている。すなわち、SDGsで達成すべき目標や解決すべき問題は子どもに特化した明記がなくても、そのすべての目標がすべての子どもに関わりうることをふまえる必要がある。<sup>13)</sup>

#### 4. 理念にみる子どもとの関係性

##### (1) 子どもを「誰一人取り残さない」というメッセージ

###### ①「誰一人取り残さない」というメッセージ

アジェンダには、その「前文」(Preamble) および¶4などにおいて示された「誰一人取り残さないことを誓う」(we pledge that no one will be left behind) という一文がある。本文の「宣言」(Declaration) などでも用いられている。国際社会が「誓う」としたこの「誰一人取り残さない」

というメッセージをSDGsの理念の一つとして捉えた上で、ここではその理念からSDGsと子どもとの関係性を考察していく。

同メッセージはもともとアジェンダの「前文」にて次のように記されている。

すべての国及びすべてのステークホルダーは、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する。我々は、人類を貧困の恐怖及び欠乏の専制から解放し、地球を癒やし安全にすることを決意している。我々は、世界を持続的かつ強靱（レジリエント）な道筋に移行させるために緊急に必要な、大胆かつ変革的な手段をとることに決意している。我々はこの共同の旅路に乗り出すにあたり、誰一人取り残さないことを誓う。

このようにSDGsを通して国際社会が、「我々はこの共同の旅路に乗り出すにあたり、誰一人取り残さないことを誓う」(As we embark on this collective journey, we pledge that no one will be left behind) とうたっていることがうかがえる。さらには、「前文」を改めて具体的に説明するかたちで「宣言」の「導入部」(Introduction)の¶4で同様のメッセージが明記されている（この点は後述にてより具体的にふれる）。また、「保健」関連のことが明記された¶26でもふれられている。さらには、アジェンダ達成のための「指標」について書かれた¶48では、その「指標」が「誰一人も取り残さないよう進捗を測定するため」のものであること、そして「フォローアップとレビュー」の¶72では「各国が誰一人も取り残さない進展を図るために、本アジェンダの実施を最大化し、その進捗をしっかりと把握することを支援する」ことが各政府へ促されるなど、同メッセージが用いられて示されている。このように「誓い」のメッセージが繰り返し用いられ、SDGsの目的や達成のための測定、フォローアップなどがこの「誰一人取り残さない」ということを理念として重視していることがうかがえる。

## ② “取り残されがちな存在” としての子ども

上記では「誰一人取り残さない」ということがアジェンダやSDGsの主要なメッセージとして、またその理念などとして反映されていることがうかがえることを確認した。SDGsで「誰一人取り残さない」ということが「誓い」として提示されている背景には、翻って“取り残されがちな存在” がいるということ、そしてSDGsの取り組みがそうした存在やその存在をとりまく問題と関連していることが示唆されているととることができる。

この点において、そのような“取り残されがちな存在” を、社会的マイノリティとして捉え直してみる。子どもという存在がこれまで女性や障害者などと同様に社会の中でマイノリティ的な立場に置かれていたことは、多くの論者から重ねて指摘されてきた通りである。そのように捉えるならば、アジェンダやSDGsが「誰一人取り残さない」ためには「“取り残されがちな存在” としての子ども」にも目を向けることが重要であり、むしろ、それ無しにはその「誓い」の達成はあり得えず、子どもと子どもをとりまく課題にアプローチすることがSDGs達成のため

の必要条件となるといえる。

加えて、SDGsではそのキー・コンセプトの一つとして「包摂」(inclusion)がみられるが、そうした社会的マイノリティの存在を「取り残さない」というアジェンダにみる「誓い」をふまえると、SDGsは子どもを含む様々な社会的マイノリティの存在を包摂したアプローチをとること<sup>14)</sup>が掲げられていると受けとることができる。

## (2) 対象としてのすべての地域のすべての子ども一人ひとり

### ①すべての地域に暮らすすべての子どもへの視野

加えて、SDGsが先進国を含む「すべての地域」に暮らす「すべての子ども」を対象にしているという点を見ていく。SDGsの前身となるMDGsが開発途上国の開発問題の解決に焦点をあてていたのに対し、地球規模の問題に対応する「持続可能な開発」概念に関する国際動向が合わさったこともあり、策定過程の中でSDGsでは先進国を対象として含む方向へとシフトされた。このことから、SDGsについては開発途上国や先進国などといった地域に関係なく「すべての地域」を対象とすること、したがってそこに暮らす人々が、それも先述のように社会的マイノリティの状況に置かれている人々を含む「すべての人々」が対象となることとなった。SDGsでは理念的にそうした「すべての人々」がその目標達成と問題解決に関わるプロセスを築こうとしていること、またそうでないと達成しえないと想定していることをうかがうことができる。

このことを子どもに焦点をあてて捉え直した場合に、SDGsは地域に関係なく「すべての地域」に暮らす「すべての子ども」が対象となること、また主体として関わるものであることと捉えることができる。

### ②子ども「一人」への焦点

「誓い」のメッセージから、社会的マイノリティとしての子どもという存在へのアプローチ抜きにはSDGsの達成はあり得ないことに加え、この「誰一人取り残さない」というメッセージを「一人」という語句を用いて提示していることに意義を見出すことができる。まず、「一人」(one)と明記することで、その“取り残されがちな存在”の“最後の「一人」まで”アプローチしていくことをより明確に示していると捉えることができる。

次に、“取り残されがちな存在”として社会的マイノリティを集合的にみるだけでなく、一人ひとりを具体的にみて取り組みをつむいでいくことへつながるきっかけをつくる。もともと、社会的マジョリティにしる社会的マイノリティにしる、それぞれは集合的に語られる傾向がある。SDGsのような社会課題に関わる国際文書でも、人々 (people) にはじまり、女性 (women) や若者 (youth)、先住民 (indigenous people)、そして子ども (children) といった表記が用いられて、一般的に多くの人々を指す場合も、また、ある属性を共有した集団を意味する場合でも、集合的な名詞があてられる。そうした語用はより具体的にどのような人々の集団を指すのかを示す一方、そのような人々を“ひとまとめ”にして捉えてしまいがちな傾向を生み出したり、その

ことによってその集団への観方をステレオタイプ化するリスクも同時に内包している。子どもの場合も同様に、「子ども」といっても一人ひとりが異なる存在であり様々な子どもがいるにもかかわらず、「子ども」という言葉で“ひとまとめ”で語りがち・語られがちの中であって、上記と同様の課題が含まれており、「一人の子ども」が見失われがちになってしまうリスクがある。

したがって、SDGsでは公正の観点を基盤としてSDを実現させていくことを志向することとも重なり、「誰一人取り残さない」ために、集合的な呼称の中で“埋もれてしまいがち”な一人ひとりに焦点をあてて尊重していくことが重要となる。「一人」と具体的に明記することで、取り組みの過程でそれぞれの集団を“くくって”しまうことを避け、一人ひとりに目を向けていく意識を持つことにつなげることを可能にすると考えられる。それは子どもについても同様であり、“取り残されがち存在”としての子ども「一人」へ焦点を向けるきっかけとしてこの語句(one)に意味を見出していくことが重要となる。

### (3) 優先的にアプローチすること

アジェンダの「前文」の一文にはじまり、その後も文面上で用いられる「誰一人取り残さない」というメッセージは、「前文」に続く「宣言」の「導入部」¶4にてより具体的に次のように記述されている。

(誰一人取り残さない) この偉大な共同の旅に乗り出すにあたり、我々は誰も取り残されないことを誓う。人々の尊厳は基本的なものであるとの認識の下に、目標とターゲットがすべての国、すべての人々及び社会のすべての部分で満たされることを望む。そして我々は、最も遅れているところに第一に手を伸ばすべく努力する。

ここでも改めて同メッセージについて明確にふれられているわけであるが、ここで着目すべきなのは、そのパラグラフの末尾に「我々は、最も遅れているところに第一に手を伸ばすべく努力する」(we will endeavour to reach the furthest behind first) と記されていることである。“取り残されがち存在”を見過ごさないというだけでなく、“最も”取り残されがち存在”に着目し、そうした人々とその人々が抱える問題を優先して「第一に」問題解決につとめていくことがうたわれている<sup>15)</sup>。

子どもは主体性を発揮する可能性を豊かに内包している一方で、(様々な要因から、現状においては)社会的マイノリティとして“取り残されがち存在”でもあると捉えた場合、このようなアジェンダがうたう姿勢は、他の社会的マイノリティと同様、“取り残されがち「子ども」という存在”と子どもをとりまく問題の解決についても“優先的”に取り組んでいくという意味を含むものでもであると読みとることができる。

以上のように、アジェンダやSDGsはその主要なメッセージである「誰一人取り残さない」という「誓い」において、あらゆる「一人」、それも社会的マイノリティの「一人」をも包摂し、目

標の達成へ向けて取り組む試みであり、子どもを社会的マイノリティとしての存在と捉えた場合に、そのメッセージとは「〈子どもを/も〉誰一人取り残さない」という「誓い」とそのための取り組みでもあると置き換えて具体的に捉え直していくことができる。SDGsの目的に「誰一人取り残さない」ことがあるのであれば、社会的マイノリティに置かれがちな子どもという存在を見ずに、さらには、子どもが“取り残されがちな存在”とさせられてしまう要因・背景の変革へ向けたアプローチを抜きにはSDGsの達成はあり得ないことを意味する。

## 5. おわりに

### (1) まとめ

本論ではSDGsの策定背景、内容、理念の3点から、SDGs達成のためには子どもと子どもの権利に関わる課題へのアプローチが必要条件となり、子どもに関わる問題解決への取り組みが求められることを論じた。確認した点は具体的に以下の通りである。

まずアジェンダとSDGsが策定されるに至ったMDGsの流れから、MDGsでは子どもに関わる課題が多く残されてSDGsに持ち越されており、SDGsではその達成が掲げられていることを、また、もう一つの流れである「持続可能な開発」概念から、その概念を支える「世代間の公正」や「世代内の公正」といった公正の観点をふまえると、子どもをめぐる不公正の問題の解消が求められることをふまえ、SDGs達成のためには子どもをとりまく課題へのアプローチが必要条件となることを確認した。

次にアジェンダ全体およびSDGsの17の目標や169のターゲットの文面の表記や記述を確認するかたちでSDGsの内容をみていくと、「子ども」という言葉や「少女」などの関連語句が数多く明記されたり記述されていること、また、SDGsにて示されている解決すべき問題はすべての直接的、または間接的・構造的なかたちで子どもに影響を与えうることから、SDGsの取り組みは子どもにも強く関係があること、そして子どもに関係のある問題解決のプロセスと重なることを確かめた。

最後に、SDGsが提示されているアジェンダ全体の理念として、「前文」でそのことを「誓う」とうたわれた「誰一人取り残さない」というメッセージをふまえ、社会的マイノリティとしての子どもの“取り残されがちな存在”として、その権利侵害の状況を看過されるべきではなく、SDGs達成へ向けてすべての地域のすべての子ども一人ひとりが目を向けられ、権利の尊重されることや、問題解決がはかられることが欠かせないこと、そのことを抜きにはSDGsとその理念の達成がないことを確認した。

以上のように、SDGsを軸としてSDGsや2030アジェンダと子どもや子どもの権利とがどのように関係しうるのかということについて、SDGs達成のためには子どもに関わる問題の解決、課題の克服へアプローチすることが必要であるという両者の関係性について明らかにした。



## (2) 今後の研究課題

今後は本研究を基礎研究の一つとしつつ、SDGs達成への動きと子どもの権利実現への取り組みをより協働的に関連づけていくために、さらなる理論的な検討に加え、既存の実践の検討や新たな実践の創出が求められる。より発展的にその協働的關係を築く可能性を浮かび上がらせるためには、理論的な面での検証・考察の課題でいえば、第一に今回のようにSDGsを軸として子どもがどのような関わりがあるのかを明らかにすることについては、より多面的に広げた検討と考察を展開していくことが求められる。例えば、SDGsにおいてなぜ・どのように子どもの主体的な参加が求められるのかを明らかにすることなどである。

第二には、子どもや子どもの権利を軸としてSDGsとの関係を再考することである。本論ではSDGsの側に視点を置く中で、子どもとの関係がいかにあるのかということを見てきた。それはいわば、「SDGsにとっての子ども」としてSDGsと子どもがどのように関係づけられているか、位置づけられているのかという点に着目したことになる。したがって、今後は「子どもにとってのSDGs」という観点から、子どもや子どもの権利といった視点からSDGsとの関係を、時に批判的な視点もふまえつつ、明らかにしていくことが重要となる。特に、これまで子どもの権利において子どもの主体性や子ども参加が重視されてきたこと（喜多ほか1996；喜多2015など）をふまえ、SDGsにおいて子どもが対象化・客体化されていないか、そして、SDGsにおいて子どもの主体性や参加を期待することをうたう一方でその参加が部分的・限定的なものに留まっていないかといった点を問うてみることなどが挙げられる。そのように、SDGs達成と子どもの権利実現への取り組みとの関係を、子どもの権利の視点から批判的に再考することで、両者の達成へのプロセスの充実と発展につながるのではないかと考える。

謝辞：本研究は科学研究費補助金（科研費）研究課題21K02269の助成を受けて取り組んだ研究の成果の一部を反映させたものです。ご支援に感謝申し上げます。

## 注

- 1) 本研究では議論の対象とする「子ども」については、子どもの権利条約第1条に示される「18歳未満のすべての者」との記載に則り、主には18歳未満を想定することとする。ただし、子どもをとりまく課題については年齢で割り切れるものではなく、また、子ども・若者が直面している課題には共通性や連続性があること、そして、そもそも条約上18歳未満となっはいるが様々な地域・文化によってその定義・区切りは単一ではなく、また可変的であることは付記しておく必要がある。
- 2) 例えば、これまでの甲斐田万智子と筆者との共同研究でも重要な柱の一つとして、SDGsと子どもや子どもの権利との関係性についてみてきた。例えば甲斐田・南雲（2016；2019；2021；2022）を参照のこと。

- 3) 本稿ではSDGsおよびアジェンダの日本語訳については政府(外務省)仮訳を参照している。ただし、child/childrenの語句については、政府仮訳では「子供」と訳出されているが本論では「子ども」と表記して訳すこととする。
- 4) 政府仮訳では各パラグラフの冒頭にその要点が便宜的に括弧書きで小見出しのようなかたちで仮訳用に付けられている。そのうち、該当パラグラフにおいては「目指すべき世界像」との記載が追記されている。
- 5) この¶51の政府仮訳において括弧書きで追記された要点・見出し(注4を参照)は¶50と同様に「新アジェンダの歴史的意義」となっている。この「新アジェンダの歴史的意義と捉えられているパラグラフの中で子どもは若者と同様に「変化のための重要な主体」であることが示されていることとなる。
- 6) 現在、未締約国は1995年2月に署名したまま国内の多様な政治や(宗教)文化背景がまとまっていないことを背景とするアメリカ合衆国1カ国のみで、それ以外の196の国・地域が締約国・地域となっている。日本政府も条約に対し1990年9月21日、国連で109番目に署名し、1994年4月22日158番目の批准国となった。公益財団法人日本ユニセフ(UNICEF)協会HP「子どもの権利条約締約国」[https://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig\\_list.html](https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_list.html) (2022年11月1日最終閲覧)。
- 7) 外務省『国際協力白書(2015年版)日本の国際協力』<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000137901.pdf> (2022年11月1日最終閲覧)。
- 8) World Commission On Environment and Development World Commission On Environment and Development (1990)。刊行された邦訳書タイトルは『地球の未来を守るために』(環境と開発に関する世界委員会(1987))。
- 9) 本稿ではアジェンダおよびSDGsの17の目標と169のターゲットの確認に留めているが、さらに設定されている「指標」なども照らしてみれば、そこにも「子ども」や関連語句が多数散見され、具体的な子どもとの関わりがより見えてくる。
- 10) 政府仮訳ではgirlsに「女兒」や「女子」といった語句が主にあてられて訳されている(例外的に¶15ではboth boys and girlsを「少年少女いずれに対しても～」といったかたちで「少女」と訳されている)。しかし、本稿ではSDGs市民社会ネットワーク(2017)の訳で使われている「少女」を本文のgirlsの訳語として用いることとする。それらとの調整で、girlsに関わる引用文についても政府仮訳を基本としつつ、該当するgirlsの単語部分のみを「少女」と変えて訳出する。
- 11) この箇所については他の箇所(注10を参照)と異って政府仮訳の「女子」を用いた表記のままで引用している。
- 12) ちなみに、boysについては¶20で、men and boysという併記でwomen and girlsに対置されるようなかたちで言及されているか、¶15やターゲット4.1と4.2のall/both boys and girlsという表記に留まり、boysに着目した固有の言及はアジェンダを通じて見受けられない。
- 13) このように考えると、SDGsに関する教育実践で子どもが学習者として想定される際に見受けるある場面において、疑問を抱かずにはいられない。子どもはSDGsの17の目標の「どれにあてはまるか」「どれとつながりがあるか」という類の問いかけがよく投げかけられていること、また、そのような問いに対し、実際に17の目標の中からいくつかを選び取ったりあてはめていくことを促すこと、そのことを通してSDGsとの“つながり”を考えることが目指されることが実践でよく見受け

られる(筆者もそうした実践に居合わせたり、同様の問いかけを聞いたことは一回ではない)。しかし、SDGsの目標の中のいずれかを選び取って子どもと関連づけるというそのような働きかけは、SDGsの目標のすべて、そして全体と子どもとのつながりをむしろ矮小化してしまう可能性があるのではないだろうか、また、その危険性が考慮されていないのではないかなどといった疑問であり、それらを批判的に問わねばならないのではないだろうか。その点についての実践分析や考察は本稿では紙幅の関係で詳しくはふれないが、重要な課題であると考えため筆者の別稿にてその機会を設けることとする。

- 14) ただし、この「包摂」の捉え方やイメージの描き方については実践者や論者によってばらつきがあるように見受けられる。子どもの権利にみる主体性の観点からいえば、子どもの「声」をおとなが拾い、それを反映させる努力をおとながするという範囲だけに留めて子どもの「声」や主体性をイメージするのか。それとも、子どももそのプロセスに実際に主体者として参加を行うこと、そこからおとなとのパートナーシップを築いたり、時には子どもがイニシアティブを発揮することまでも可能性として想定しているのか。そのことにより、その「包摂」の意味や実践の内実が違ってくる。先の例でいえば、どちらも子どもとSDGsとの関わりをつくる“包摂”であり、また、子どもの意見表明権を尊重しているようにも見てとれるが、参加や主体性とその度合い・程度の面からみれば、大きく異なるといえる。このように子どもの権利の視点(喜多2015など)からSDGs実践にみる子ども参加や主体性の捉え方を問い直す論及については筆者の今後の別稿にてその機会を設けることとする。
- 15) ただし、「我々は、最も遅れているところに第一に手を伸ばすべく努力する」との明記において、この「努力する」という言葉の解釈や、実際に取り組まれる際に示される「努力する」姿勢の“程度”は、多様な主体、様々な要因によってばらつきが生じる可能性が少なくない。そうした状況を想定し、どのように・どのくらいの「努力」をこの「最も遅れているところに第一に手を伸ばす」ことに向けるのか・向けられるかが争点となり、またその実現のための議論や合意、仕組みづくりなどが重要となると考える。

## 参考文献

- 一般社団法人SDGs市民社会ネットワーク(2017)『基本解説 そうだったのか。SDGs—「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」から、日本の実施指針まで—』[初版]、一般社団法人SDGs市民社会ネットワーク
- 甲斐田万智子、南雲勇多(2022)「持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた子どもアドボカシー：コロナ禍の子どもたちの声」文京学院大学総合研究所編『文京学院大学総合研究所紀要』第22号、13-32頁
- 甲斐田万智子、南雲勇多(2021)「持続可能な開発目標(SDGs)達成における子どもアドボカシーの意義」文京学院大学総合研究所編『文京学院大学総合研究所紀要』第21号、1-31頁
- 甲斐田万智子、南雲勇多(2019)「子どもの権利実現における開発途上国と先進国の協働の可能性：子どもにやさしい社会づくりに焦点をあてて」文京学院大学総合研究所編『文京学院大学総合研究所紀要』第19号、25-46頁

- 甲斐田万智子、南雲勇多(2016)「子ども・若者」田中治彦、三宅隆史、湯本浩之編『SDGsと開発教育：持続可能な開発目標ための学び』学文社、214-234頁
- 外務省『国際協力白書(2015年版)日本の国際協力』外務省
- 環境と開発に関する世界委員会(1987)『地球の未来を守るために』福武書店
- 喜多明人(2015)『子どもの権利：次世代につなぐ』エイデル研究所
- 喜多明人、林量俣、坪井由実、増山均編(1996)『子どもの参加の権利：〈市民としての子ども〉と権利条約』三省堂
- United Nations (1989) *Convention on the Rights of the Child*, 「子どもの権利に関する条約」
- United Nations (2015) *Transforming Our World: the 2030 Agenda for Sustainable Development*, 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」
- World Commission On Environment and Development World Commission On Environment and Development (1990) *Our Common Future*, Oxford University Press: U.S.A.

(2022.9.28 受稿, 2022.11.17 受理)